

# 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

- 「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特区に係る課税の特例措置の期限の延長について変更するもの。

## 令和4年度税制改正により実現される事項

### 1 設備投資促進税制【延長】（平成26年度創設）

国家戦略特区の特定事業（「医療」、「国際」、「農業」分野であり、国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給契約に係る貸付を受ける事業）の事業主体である法人が特区内で機械等を取得した場合の法人税の特別償却又は税額控除について、**適用期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長。**

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

### 2 所得控除制度【延長】（平成28年度創設）

国家戦略特区内における設立5年未満で、規制の特例措置が重要な役割を果たす「医療」、「国際」、「農業」、「IoT」に関する革新的な事業を実施する等の要件を満たす法人の当該事業所得の20%の所得控除について、**適用期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長。**